



2019年2月スタート

奨学金受給対象等の別住居の学生への 受信料全額免除のご案内

日頃はNHKの放送事業にご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

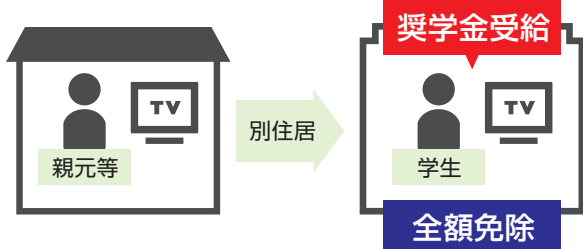
さて、放送受信料について、親元などから離れて暮らしており、下記のいずれかの要件に該当される学生のみなさまについては、2019年2月より全額免除の対象となります。

全額免除の要件に該当される場合は、免除申請が必要となります。申請方法につきましては、2018年12月頃にNHKホームページ(<http://www.nhk.or.jp>)などを通じて公表させていただく予定です。今後ともNHKへのご理解とご協力をお願いいたします。

【放送受信料の全額免除の対象】

対象1

奨学金受給対象の学生

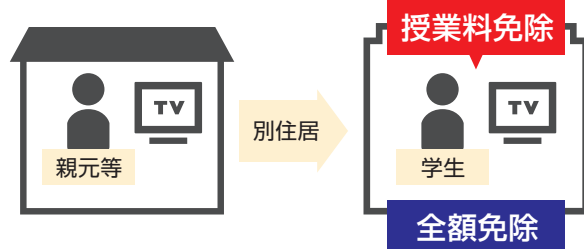


- ・日本学生支援機構、地方自治体、学校、公益法人*が実施する経済的理由の選考基準がある奨学金を受給している学生
- ・経済的理由の選考基準があり、上記の奨学金制度と趣旨目的が一致するとNHKが認めた奨学金を受給している学生

*教育の機会均等に寄与するための奨学金事業を行なうことを目的とするもの

対象2

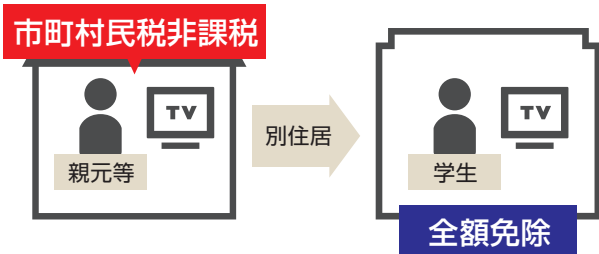
授業料免除対象の学生



学校が実施する授業料免除制度のうち、経済的理由の選考基準がある授業料免除制度の適用を受けている学生

対象3

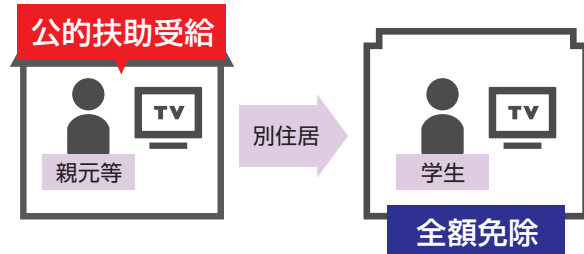
親元などが市町村民税非課税の学生



親元などの世帯構成員の全員が市町村民税(特別区民税を含む。)非課税の学生

対象4

親元などが公的扶助受給世帯の学生



親元などの世帯が公的扶助を受給している学生

※対象1・2については、独立して生計を営まれ、親元など生計をともにする方がいない学生も全額免除の対象となります。

お問い合わせ先

ふれあいセンター

☎0570-077-077

受付時間: 午前9時～午後8時
(土・日・祝日も受付)

IP電話等をご利用で上記のナビダイヤルが繋がらない場合

☎050-3786-5003 (有料)をご利用ください。

午前9時～午後8時(土・日・祝日も受付) ※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。